授業実践の発表・提案に関する規定

香川県小学校教育研究会 国語部会

第1条 本規定の趣旨

本規定は香川県小学校教育研究会国語部会として実践を発表・提案する際に必要な事項を定めるものとする。

第2条 青仟者

本規定の責任者は,香川県小学校教育研究会国語部会長とする。

第3条 本規定適用の範囲

本規定は,以下に示す授業実践の発表・提案に関して適用するものとする。

香川県小学校教育研究会国語部会夏季研修会

香川県小学校教育研究会国語部会研究発表会

香川県小学校教育研究会国語部会各郡市の研究会

四国国語教育研究大会における本県の発表

第4条 著作権の保護に関すること

授業実践の発表・提案においては,教科書等の著作権者の経済的な利益を不当に害することのないよう,以下の事柄に留意する。

- 1 第3条に示した研修会では,著作権者の許諾を得ずに参会者に教科書資料等の複製を配布することはできない。したがって,当該研修会でそれらの資料が必要な場合は, 参会者自身に教科書,あるいはその複製を持参してもらうことが望ましい。
- 2 コンピュータを使って発表する場合,必要と認められる限度において教科書資料等を複製利用することができる。ただし,著作物の複製や種類などの様態に照らして,著作権者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。
- 3 「引用」の場合は,教科書資料等を複製したものを利用できる。ただし,この場合には,自らの著述部分が主で引用部分が従であること,その区別が明瞭なこと,出所の明示があること,引用の必然性があり正当な範囲内であることが条件となる。
- 4 音読集などの教材を作成する場合,著作権が存在するもの(日本の著作者で死後50年以上経っているものを除く)は,たとえ一部であっても許諾申請をしなければならない。なお,著作権存在の有無については,直接出版社に問い合わせるとよい。
- 5 児童の作品である作文や手紙等にも著作権が発生する。したがって,これらの著作物を公表する際には,児童の同意を得ておく必要がある。ただし,これらの内容に関して入学時や年度初めに保護者等の許諾を得ている場合はその限りではない。

第5条 個人情報の保護,及び肖像権への配慮に関すること

授業実践の発表・提案においては、発信された情報によって当該児童及び関係者が不利益を被ることがないよう、以下の事柄に留意する。ただし、第4条第5項と同様、これらの内容に関して保護者等の許諾を得ている場合はその限りではない。

- 1 児童及び関係者の写真は,本人が特定できないものとする。
- 2 発表者,児童及び関係者の氏名,所属学校名は,原則として発信しない。やむを得ず必要な場合は,アルファベット等の記号を用いることとする。
- 3 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の情報は発信しない。

第6条 規定運用の見直しに関すること

規定の見直しの必要性が生じたときには、研究推進委員会等において十分な協議を行い、 理事会あるいは総会の承認を経て決定することとする。

第7条 発表資料(著作物)の所有に関すること

第3条に示した研修会で用いられた発表資料は,第三者による無断転載を防ぐため,執 筆者と香小研国語部会の共同所有とする。

(附則)

1 この規定は平成20年3月3日より施行する。

発表・提案資料チェックシート

		チ	I	ッ	ク	項	目	チェック
著	著作権者の許諾を得ずに参会者に教科書資料等を複製していないか。 発表後に回収するという名目でもいけません。							
作	「引用」について	自らの著述部分が主で引用部分が従になっているか。						
権		自らの著述部分と引用部分の区別が明瞭か。						
Ø		引用部分の出所を明示しているか。						
保		引用の必然性があるか。						
護		必要な	量だけ	·の引用	目となっ	ている	か。	
	児童の作品を掲載する場合,児童・保護者の許諾を得ているか。							
個人	児童及び関係者の写真は,本人が特定できないものとなっているか。							
情報	発表者,児童及び関係者の氏名,所属学校名を公表していないか。							
羊収	住所・電話番号・生年月日・趣味・特技,その他の情報を公表していないか。							